

ジェイ・マウンテンズ・セントラル株式会社 様

通 知 書


阿智村智里 3643 熊谷章文

東組共同山の賃貸借ではお世話になっております。令和2年度分の不動産の使用料等の支払い通知が今年の3月頃届いておりますが、この支払につき疑問が生じております。それは、不動産の使用料とされましても賃貸借でありまして、使用料との名目が実態と整合しないと考えます。併せて、使用料にせよ賃貸借料にせよ、それら費用については前払いが通常であります。

十数年前のジェイマウンテンズグループとの賃貸借料支払いにおいて、支払い年度の変更を熊谷時雄組合長と白澤支配人が為された折、一年分が未納となっております。それらの経過といきさつを説明願えないでしょうか。

私こと熊谷章文は、智里 4082 番 6・同 4082 番 16・同 4082 番 22 の土地を、渋谷徳雄氏（旧所有者渋谷ゆきゑ）から、令和2年7月21日に購入いたしました。つきましては、これら土地について、御社と賃貸借契約を締結したいと考えております。

つきましては、この通知書届き日から二週間以内を目安として、早急な話し合いをお願いしたく存じます。勝手ながら、返答は文書にて送付か FAX で願

います。 (FAX 番号 )